相次相続控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

670							
1 相次相続控	除額の	総額の	計算				
前の相続に係る被相続人の氏名			前の相続に係る被相続人と今回の 相続に係る被相続人との続柄			相続に係 告 書 0	系る相続税の) 提 出 先
							税 務 署
①前の相続の	年月日	2 今回	の相続の年月日	③ 前の相続から今 までの期間 (1年:		④ 10年	- ③ の 年 数
年 月 日			年 月 日		年		年
続時精算課税適用財産の の相組 の相組 の相組 の相組 の相組 を含みます。)			⑦ (⑤ - ⑥) の金額 売税額 (⑤ - ⑥) の金額			8 今回の相続、遺贈や相続時精算 課税に係る贈与によって財産を取 得した全ての人の純資産価額の 合計額 (第1表の④の合計金額)	
円			円		円		円
(⑥の相続税額) ————————————————————————————————————			(④の年数)			相次村	目続控除額の総額
				円	一 ^年 =	A	円
2 各相続人の(1) 一般の場合	/ この表	は、被相続	額 の計算 売人から相続、遺贈や よい場合に、財産を取	得した相続人の全て 	る贈与によ の人が記入	って財産を します。	取得した人のうち
今回の相続の被相続 人から財産を取得し た相続人の氏名(9) 相 次 相 続 控 除 額 の 総 額			^⑩ 各相続人の純資 産価額(第1表の 各人の④の金額)	御相続人以外の人も 含めた純資産価額 の合計額(第1表の ④の各人の合計)② 各人の(⑩ の割合	¹³ 各人の相次相続 控除額(⑨×各 人の⑫の割合)
			円				円
	(上記A	の金額)		_			
				B			
		円		円			
(2) 相続人のうちに	農業相続。	人がいる場	合 (この表は、被相続 人のうちに農業相続	人から相続、遺贈や相続 人がいる場合に、財産を	時精算課税に ・取得した相続	.係る贈与に』 .人の全ての <i>]</i>	こって財産を取得した 、が記入します。
今回の相続の被相続 人から財産を取得し た相続人の氏名		相続控の総額	⑤ 各相続人の純資 産価額(第3表の 各人の④の金額)	16日 相続人以外の人も 含めた純資産価額 の合計額(第3表の ④の各人の合計)	① 各人の(©	¹⁵ の割合	® 各人の相次相続 控除額(⑭×各 人の⑪の割合)
			円				円
	(上記A	の金額)		-			
				©			
		円		円			

- (注) 1 ⑤欄の相続時精算課税適用財産の価額は、令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産の場合、その贈与に より取得した年分ごとに、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額となります。
 - 2 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けて いた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
 - 3 各人の⑬又は⑱欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額③」欄に転記します。